

学校経営のポイント

“助け合いの心情”と“知的理解”の拡大を

若井 彌一

各学校の教育目標、学年・学級目標等には「助け合う」「助け合い」が盛り込まれていることが珍しくない。

知的工夫をこらして助け合いの制度（社会的仕組み）を設け、助け合うのは人間の特有の知恵であり、それだけに自覚的な努力も必要である。

“江角さん”を笑っている場合ではない

社会保険庁のCMで、国民年金の理解を浸透させようと採用したタレント・江角マキコさんが国民年金の掛け金（保険料）を納付していないことが、先般、マスコミで大々的に取り上げられて、江角さんが名の通ったタレントであることから、彼女自身の見識のなさを問題視した批判的なコメントも見られるが、彼女を笑いものにして済ませられるほど問題は小さくない。

また、江角さんをCMに採用した社会保険庁の不見識だけを批判して済ませるべき問題でもない。

4月17日の新聞報道によれば、1986（昭和61）年から2002（平成14）年度にかけての国民年金の保険料徴収不能額が約8兆8000億円にも達しているという。長期に及ぶ不徴収の総額であるから、人によってはこの程度の額は予想される範囲内と見るかもしれない。

しかし、2002（平成14）年度に国民年金保険料の徴収事務が市町村から社会保険庁に移され、単年度集計ではあるけれども、保険料未納率が37.2%（前年度比8.1ポイント上昇）にも達しているという事実は、国民年金制度の危機を知らせるものとして直視する必要がある。

社会保険庁の説明としては、景気低迷の影響で保険料を負担できないケースが増加していること、保険料引上げで全体額が大きくなったこと等があ

げられているようである。しかし、原因がこれに尽きるとは思われない。要するに、国民年金という助け合いの制度についての国民の理解とそれを支えようとする心情が弱くなり、低下してきていることが強く影響していると推認されるのである。

国民年金制度等“互助制度”の理解を

国民年金制度の根拠となっているのは、昭和34年に制定された国民年金法（法律第141号）である。同法は、国民年金制度について、この制度は「日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」ものであることを簡潔に定めている（第1条）。

「年金」と聞いて、若者には関係のない、年寄り（高齢者）への生活費支給の問題だと受け止めている青年層が多くなってくれば、国民の最も基本的な互助制度は崩壊の危機に直面することになる。

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金を一本化しようという「改革案」が提案されて、年金制度改革をめぐる政策論議が盛上がりを見せている。

高齢化が急激に進むわが国においては、「助け合い」を単に個人的な心情とそれに基づく行為の範囲で児童・生徒に理解させるのではなく、発達段階に即して「助け合い」の社会的仕組み（制度）についての理解を広めるとともに深め、制度の趣旨にかなった行動ができる識見を身につけさせることも、「生きる力」育成の取組みとして必要である。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

好評発売中！ B5判210頁・2500円
改訂学習指導要領 全文と要点解説

●新刊案内●

好評発売中

教育開発研究所刊

最近の重要審議会答申等を全文収録！ 演習により“教育新時代”の経営課題を探る

『教職研修 '04 情報版』

菱村 幸彦（国研名誉所員）監修
B5判270頁・定価2625円